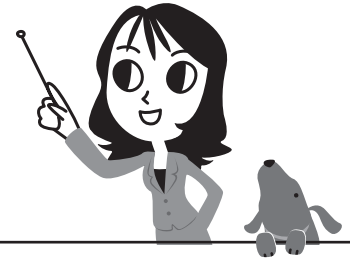


小島先生の

[弁護士] 小島法律事務所
小島幸保

やさしい 法律教室

第19回
相続の基礎知識
～寄与分と特別受益～



2015年1月1日から相続税の税制改正が施行されました。相続税の基礎控除の引き下げに伴い、「相続」に関する関心が高まっています。今回は、遺産分割において話題となることも多い、「寄与分」と「特別受益」についてご説明します。

寄与分

1. 寄与分とは？

寄与分とは、共同相続人の中に、被相続人の事業に関する労務の提供など、被相続人の財産の維持または増加について特別の寄与をしたにもかかわらず、被相続人の生前にその対価を得ていなかった人がいた場合に、その人の相続分に、寄与に応じた増加を認める民法上の制度です。特別の寄与をした相続人に寄与分として相続財産の中から一定の財産を取得させることになるため、残りの相続財産を対象にして相続分を算定し、特別の寄与をした相続人は、算定された相続分と寄与分を取得することとなります。この制度は、共同相続人の公平を図る制度ですので、内縁の妻などの共同相続人でない人が寄与したとしても、この制度の対象外となります。

2. 寄与分の対象となるのは？

まず、「事業に関する労務の提供または財産上の給付」「療養看護」が挙げられます。例えば、相続人である子のうち一人が家業に従事

し、成功に導いたにもかかわらず、貢献の対価が与えられていなかったような場合は「労務の提供」の典型例といえます。なお、法律に例示されているものに限らず、被相続人の財産の維持・増加に特別の寄与があるものであれば、対象となり得ますが、財産上の効果を伴うもの、すなわち、財産が増加し、あるいは、財産の減少を免れていることが必要です。

また、寄与の程度も、被相続人との身分関係によって通常期待される貢献を超えて、特別の寄与といえるものでなければなりません。

3. 「療養看護」とは どのような行為か？

被相続人の病気の世話をすることであり、これによって、財産の減少を免れた（財産を維持した）ことが要件となります。つまり、単に世話をしたというだけでは寄与分とはなりません。例えば、本来なら看護する人を雇うことが必要とされる場合に、相続人が世話をしたことでその費用を免れたというような場合です。

ただし、被相続人の配偶者の場合は、夫婦間の協力扶助義務の範囲に含まれるのが一般的で、特別の寄与に当たる場合は極めて少ないと考えられ、「療養看護」が問題となるのは、主として子どもの場合といえます。

なお、例えば、長男夫婦が父母と同居し、直接的には長男の妻が義父母の世話をしていた場合、長男の妻は相続人ではないので、妻に寄与



分は認められません。この場合、長男が自分の寄与として主張することが多いのではないのでしょうか。

4. 「寄与があった」と主張する相続人に対して、生前贈与が行われていた場合は？

その寄与に報いる意味で生前贈与がなされていた場合は、寄与については清算が行われているので、寄与分として評価されません。それが寄与に対する補償として不十分であったと認められる場合は、不十分な部分について寄与分として評価されると考えられます。わずかな報酬で長期にわたり家業に従事してきた相続人についても、同様に考え得るでしょう。

5. 寄与分を認めてもらうための手続は？

まずは共同相続人の協議で定めます。協議が調わないとき、または協議をすることができないときは、家庭裁判所の審判によって定められます。ただし、家庭裁判所への寄与分を定める申立ては、遺産分割手続（調停・審判）の中で行うことになり、寄与分は遺産分割をするための前提事項として扱われます。

6. どの程度の金額が認められるか？

寄与分を算定するための方式は定められていません。例えば、無償で付添介護を続けた場合は、介護報酬基準額を基に日数を掛けて算定する方法がありますが、具体的な額については、遺産の総額、財産の維持・増加との因果関係の有無、その他の諸事情を総合して裁判所が判断

することになります。しかし、遺産に占める割合が説明される程度で、結論としての金額のみが示される場合が多く、算定の過程について客観的な評価基準を見いだしにくいのです。

共同相続人や裁判所に寄与を十分に理解・評価してもらうためには、根拠を持って積極的な主張を行うことが必要といえるでしょう。

特別受益

1. 特別受益とは？

民法は、被相続人と相続人の親族関係に応じて相続分を定めており、これを法定相続分といいます。例えば、被相続人に子が3人いて、既に配偶者が亡くなっていたとすると、子3人がそれぞれ等しい割合で相続分を持つことになります。しかし、「遺産の前渡し」といえるような贈与を受けている者がいた場合、これを一切考慮せずに法定相続分のみに従って遺産分割を行うと、遺産分割が不公平になりかねません。そこで、「特別受益」、すなわち、被相続人から遺贈を受けた者、または、婚姻や養子縁組、ひとり立ちにあたって贈与を受けた者がいれば、被相続人が相続開始の時に有した財産の価額にその贈与の価額を加えたものを相続財産とみなすという定めがあります。その相続財産をもとにして算定した相続分から、受益の額を差し引いた残額が特別受益者の相続分となります。特別受益の概念も、遺産分割の公平の見地から、法定相続分を修正する役割があるということになります。

2. どのような贈与が「特別受益」に当たるか？

法律によれば、「遺贈」のほか、「婚姻、養子

縁組又は生計の資本としての贈与」がこれに当たります。また、「特別な贈与」と評価されなければなりませんので、親などの被相続人からもらったものすべてを対象とするわけではありません。贈与の目的や金額、また、贈与されたもの（不動産や現金など）が被相続人やその家族にとってどのくらいの価値を持つものであったかなども参考に、特別受益性が判断されます。例えば、贈与額が100万円であったとして、相続開始時の遺産総額が500万円であった場合と5,000万円であった場合とでは、判断が異なり得るのです。

3. 「生計の資本としての贈与」とは？

本来はひとり立ちするための費用が念頭に置かれたものですが、法律には明確に規定されておらず、その贈与が特別受益であるかどうかの判断は、審判官（裁判官）の裁量に委ねられるところが多いといえます。ある程度まとまった金額であることを前提に、贈与された目的、贈与の必要性、贈与された当時の家族の経済状態に照らして、判断されることになるでしょう。

4. 親に大学進学費用を出してもらったり、仕送りをしてもらった場合は？

昔に比べると大学進学率が上昇しているため、大学間の学費の差が主張されることが多くなっています。例えば、子のうち1人だけが医学部に進学して多額の学費がかかった場合など、学費の差について特別受益であると認めるものもありますが、一般的には、学費の負担は親の扶養義務の範囲であると認定される場合が

多いのではないのでしょうか。他方、例えば、大学への進学を希望していた長男が諸事情によりそれをあきらめて家業を手伝い、その働きゆえに、弟や妹は家業を手伝いせずに大学に進学できたといった事情があれば、弟や妹の大学への進学費用は特別受益と認められる可能性が高いでしょう。

5. 被相続人の死亡によって受け取った生命保険金は特別受益か？

受取人が共同相続人の一部に指定された死亡保険金請求権は、受取人として指定された相続人の固有の権利であり、相続財産とはなりません。ただし、例外的に特別受益と評価される場合があります。受取人である相続人とその他の共同相続人との間に生じる不公平が「特別受益」の規定の趣旨に照らして到底是認することができないほどに著しいものであると評価すべき「特段の事情」が存する場合は、特別受益に準じて取り扱われるとする裁判例があるためです。このとき考慮されるのは、保険金の額、その額の遺産総額に対する比率のほか、各相続人の生活実態などの諸般の事情です。

6. 贈与の時期が何十年も前だった場合は？

この場合も特別受益の主張は可能です。特別受益には時間的な制限はありません。

ただ、かなり以前の贈与である場合、その価額の評価が必要となり、貨幣価値の変動率なども主張することになるでしょう。